

【住居物件選定の注意点】



必須条件

1人当たり7.5 m²以上（約4.5畳以上）を満たすこと
 （1号特定技能外国人支援に関する運用要領より ※注1）

推奨

- 勤務地から自転車で15分圏内
- 食材、日用品の買い物も自転車で15分圏内
- 病院、ATM、コンビニが近くにある。
- インターネット環境（無料）あり、家具、家電付き物件
- 1人1部屋
 - ◎2人以上同居で部屋が分かれていない場合は、カーテンなどで仕切ってください。（プライベート空間の確保は大切です！）
- 洋式トイレ

※入居前に、外国人材の入居可否を不動産業者に確認してください。

入居時注意点

- **近隣住民への引っ越し挨拶（事業者様が一緒に行ってください！）**
近隣住民とのトラブル防止のためです。
- **退去時に向けて写真撮影**
退去時のトラブル防止のためです。
- **賃貸費用を超えて外国人材に請求しないこと**

※注1

居室の広さは、一般的に我が国に相当数存在する居室の面積等を考慮し、1人当たり7.5 m²以上を満たすことが求められます（ただし、技能実習2号等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合等であって、特定技能所属機関が既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合を除く）。なお、ルームシェアするなど複数人が居住することとなる場合には、居室全体の面積を居住人数で除した場合の面積が7.5 m²以上でなければなりません。（1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について- 令和元年9月27日一部改正より抜粋）